

付章 遺跡遺物の分類標示方法

平城宮跡のような大規模な遺跡を長期間にわたり発掘調査を行う際には、検出される遺構と遺物を明確に分類標示する方法を事前に決定しておくことが、もつとも緊急にして肝要なことである。その方法は、発掘進行中の遺構の記録・遺物の処理にあたって簡略でしかも適確なものであることが望ましい。その点で、既往の分類標示方法は実際の要求を充すに不十分な点が多い。当研究所では新たに当面する研究調査の対象に適合した方式をつくり、一連の寺院・宮殿遺跡の発掘調査で採用した。平城宮跡の発掘調査においてもその方式を用いたが、ここではこれまでと違って、特に広大な地域を対象とするため、調査報告においても一部この分類標示方法を記述に用いざるをえなくなつた。そこで、本報告書の理解をたすけるためにその解説が必要となつたので、これを機会にここで当研究所の遺構・遺物の分類標示方法の大略について述べることにした。

1 遺跡の標示方法

遺跡名称の
標示

遺跡の標示方法では遺跡名称の標示とその遺跡の中での局所的な地点の標示が問題となる。第Ⅰの遺跡名称の標示では、平城宮とか飛鳥寺とかの固有名称を用いればよいのであるが、実際には調査によつて出土した多数の遺構の記録と遺物の処理登録を正確迅速に行うには、字画の多い漢字の使用は不適當である。特に、土器や瓦の細片に遺跡名を漢字で記入するのは困難である。当然、固有名称を簡略化することが考えられるが、当研究所のように多数の遺跡から出土した多量の遺物の処理を前提とする場合では、例えば平城宮の簡略化として「平」1字を用いた場合、平安宮や平隆寺などと混乱する。それをさけることを考慮すると「平城」の2字は必要で、これでは簡略化の意味はない。当然そこで遺跡名称を数字またはアルファベットで標示することが考えられる。*この場合でも、遺跡名称を最高4字程度までで標示するのが望ましい。

遺跡を記号で標示するには、それを分類する必要がある。分類には当初10進分類法を考えたが、全国的な規模ですべての遺跡に通じた10進分類は4桁の数字では不可能に近い。** そこで、数字1字とアルファベット3字を併用し、17万余の遺跡名称の分類標示を可能とすることにした。

この場合第Ⅰ項は数字で遺跡の所属する時代*** をあらわし、以下はアルファベットで、第Ⅱ項はその種類と所在地域をあらわし、次の第Ⅲ・Ⅳ項を各遺跡の固有記号とすることにした(Tab.12)。例えば 6AGF は平城京内右京3条1坊をしめし、5BAS は飛鳥寺、6BKF は興福寺、7CTJ は東寺、5DST は四天王寺、6EHL は播磨国分寺、6FNH は新治麿寺、6KKZ は観世音寺、6POY は小治田安万呂墓、6SAI は奈良市荒池瓦窯(興福寺鳥居瓦屋)、6TYD は茨城県薬師寺台瓦窯、6UTK は筑前国分寺瓦窯を標示している。

平城宮の標
示方法

平城宮跡は、総面積 100 ha ときわめて規模が大きく、諸寺院遺跡などの数倍ある。そのため4桁の記号1単位で全域をあらわすと、次に述べる遺跡内の一局部地点を標示する記号を4桁程度に

* 当研究所では後述するようにすべての遺構・遺物の記録はハンドソート・パンチカードで整理している。この場合数字やアルファベットによる記号化が必要となる。

** たとえば古墳や貝塚では全国的には万の単位を必

要とするであろうし、さらにそれを他の種類の遺跡と区別するにはさらに桁数が大になる。

*** 遺跡が前後数時代のものの重複である場合は、その遺跡の創建された時代または最初にその遺跡の発見の端緒となつた遺構・遺物の時代による。

Tab. 12 遺跡名標示の項目別内容分類表

| 第 I 項 | | 第 II 項 | | | | 第 III・IV 項 |
|-------|----------------|-----------------|-----------|----------------|-------|----------------------------------|
| 0 | 外国 (中国・朝鮮等) | A | 宮殿・官衙・城柵 | P | P 近畿 | 一般にはアルファベット2字の組合せによつて、固有遺跡名をあらわす |
| 1 | 先縄文時代 | | B 大和 | P Q 墳墓 | Q 東日本 | |
| 2 | 縄文式時代 | | | | R 西日本 | |
| 3 | 弥生式時代 | B | C 山城 | S U 製造所 | S 近畿 | |
| 4 | 古墳時代 | 寺院 | D 摂, 河, 泉 | | T 東日本 | |
| 5 | 飛鳥時代 | | E その他の近畿 | U 西日本 | | |
| 6 | 奈良時代 | K | F 関東, 東北 | V 記念物 | | |
| 7 | 平安時代 | L N 住居 集落 | G 中部 | W X 国郡衙 | W 東日本 | |
| 8 | 鎌倉時代 | | H 中国 | | X 西日本 | |
| 9 | 室町以降 | | K 四国, 九州 | Y 交通関係(関, 烽火等) | | |
| | | | L 近畿 | Z その他 | | |
| | | | M 東日本 | | | |
| | | | N 西日本 | | | |

おさめられなくなる。そこで、平城宮跡の場合は、第 I・II 項は他と共通するが、第 III・IV 項の各遺跡の固有記号のところ、第 III 項が平城宮全域を南北に細長く分割した大地区(東から A・B・C・D) 4 区を標示し、第 IV 項はそれをさらに 3 ha 以下に分割した地域を示すことにした。このようにして、平城宮跡は、6AAA~6ADH の遺跡記号をもつことになる(PL. 1)。例えば 6ABO 区は今回報告した地域を含めた宮跡中央北寄りの東西 220 m 南北 100 m の範囲であり、6AAR は現国有地内大極殿回廊東南隅付近である。

遺跡内の局部地点を標示する問題は、遺跡の発掘にあつて、どのように発掘地域を区劃し標示するかといった問題と共通する。いいかえると、局部地点の大きさをどの程度にするかによつてその標示方法も変つてくる。実際には対象とする遺跡の性格によつて区劃の大きさとその標示方法が異つていて当然である。当研究所がこれまで行つてきた寺院跡や平城宮跡のように建築遺構類の検出が主眼となる発掘においては、区劃 1 単位を方 3 m ほどにとると記録および出土遺物処理に便利である。というのは、3 m は天平尺の 10 尺に近く、建物の柱間は一般に 10 尺前後につくられていることが多いから、礎石や柱穴などを検出した場合に、柱間寸法を判定しやすく、またそれらが何区劃にわたっているかをみれば建物の規模も容易に判定できる。すなわち、遺構の単位と発掘区劃の単位をできるだけ一致するようにしたのが、この方 3 m の区劃である。平城宮跡では 6AAA~6ADH の各地区のなかの水田にアルファベットをつけ、それを 3 m² 方眼で区劃し、南北軸を 1 桁のアルファベット、東西軸を 2 桁の数字*であらわすことにしている。これによると 6ABO BH 80 地区は木簡の出土した地区であり、6ABO SJ 41 は第 2 次調査で検出した東西に長い 13 間建物 (SB 143) の西南隅の柱穴のある地区を示している。

遺跡局部地点の標示

* 例えば 6ABO 区を方 3 m に区劃し、それを標示するには理論上は、東西軸は 2 桁の数字で南北軸は 1 桁のアルファベットで十分なのだが、実際には各

水田単位にその区劃をまとめたほうが記録や遺物処理に便である。6ABO 区の水田別記号は Fig. 1 にある。

2 遺構の標示方法

遺構番号

遺跡名称の標示や発掘区劃設定とその標示の方法は発掘前の準備段階に決定しておかねばならない。それにたいして発掘の進行にしたがい、建物や溝など各種の遺構が検出されると、それを標示する必要が生ずる。それらは方3mの数区劃、大きなものにあつて数十区劃にわたるひろがりをもっている。寺院跡のように金堂・講堂といった名称が想定しうるものはよいが、類似した性質をもつ遺構が多数重複して検出される平城宮跡などでは、これらの遺構を特定の名称や地区記号で呼称することは不可能となり、遺構番号をつけることが必要となる。

遺構の標示方法には、大地区や各調査期にまとめてその各々で番号をつける方法と、1遺跡に通じた一連番号をつける方法とがある。いずれも一長一短があるが、平城宮跡では後の方法を採用し、全地域の遺構に検出順に一連番号をつけている。*また、同じ所にほぼ同じ規模で改築された遺構は同番号のあとにA・B・Cをつけてわかる。** さらに、番号のみでは遺構の種類が不明なので、それを示すアルファベット記号 (Tab. 13) を番号の前に付して理解の便をはかることにした。具体的には、遺構種類記号の前に遺構記号の標示であるSをつけ、例えば、SA 109は第Ⅲ期の東西にのびる溝を伴つた土壘状遺構をさし、SB 116は第Ⅱ-3期の南北棟5×3間建物であり、SK 219は木簡出土の土壘を標示することとなる。

3 遺物の分類と標示

遺物番号

大規模な発掘によつて出土する莫大な量にのぼる遺物の処理登録には事前に周到な準備を必要とする。さきの遺跡標示方法もまたその必要から出発したものともいえるが、その他に遺物処理の最小要件として遺物の実測・拓本・写真などの記録台帳を作成せねばならず、第1に遺物番号が必要となる。この遺物番号としては、同一地区から出土した遺物には一連番号を付すことにした。例えば6ABO BH80 R-001***はSK 219の南半部のある地区から出土し、第1番目に登録した遺物で、具体的には木簡10をさしている。

このように登録された出土遺物は、登録整理の過程でそれぞれの形態や様式によつて分類することができる。この分類はすべて4桁の数字で標示するのを原則としている。**** 第1項は時代を標示し (Tab. 12)、第Ⅱ～Ⅳ項で細分をおこなう。

代表的な遺物である軒瓦についてその実際をのべてみたい。軒瓦の分類では第Ⅰ項を除く3桁の数字1～999のうち、1～449が軒丸瓦、501～899が軒平瓦、のこりの数字が道具瓦をしめす。道具瓦では451～499が極先瓦、901～919が鴟尾、

Tab. 13 遺構・遺物記号表

| S—遺 構 | | R—遺 物 | |
|-------|--------|-------|---------|
| A | 柵・土壘・塀 | L | 漆 器 |
| B | 建 物 | M | 金 属 器 |
| C | 廊 | N | 自然 遺 物 |
| D | 溝 | P | 土 製 品 |
| E | 井 戸 | Q | 石 製 品 |
| G | 苑 池 | T | 瓦 ・ 磚 |
| H | 広 場 | U | 織 維 製 品 |
| K | 土 壘 | W | 木 製 品 |
| X | そ の 他 | Y | そ の 他 |

土製品は土器その他で瓦磚を含まず

* 平城宮跡で第1次5カ年計画以後に検出された遺構は101番からつけ始めている。なお、この方法では地域が離れていても発掘時が近いと遺構番号が接近するし、その逆の場合もある。それによつてひきおこされる不便を除くには、地域名や調査期名を冠する方法もあるが現在は行っていない。

** 例えば6ABO区の第Ⅱ-2期の東西棟5×4間建物SB 186-Aは改築されて第Ⅱ-2期のSB 186-B

となる。

*** 「R」は遺物記号の標示であつて、遺構記号の標示「S」に対応するものである。

**** 飛鳥寺、川原寺、興福寺の報告においては3桁の数字の整理番号をもちいて分類し、各寺々で独立した分類番号を用いた。平城宮においては、種類も100種をこえるので全遺跡に共通する4桁の分類にあらためた。

920~969 が鬼瓦, 970~979 が熨斗瓦, 980~989 が面戸瓦を標示する数字となる。軒丸・軒平瓦については, 瓦当面の文様を様式的に分類し, それぞれの様式の先後関係は無視して単純な文様のものから複雑なものへと機械的に配列し, 番号をつけた。すなわち, 軒丸瓦では, 重圏文, 車状文などの幾何学的文様を最初におき, つぎに蓮華文, 宝相華文, 獣面文, 禽獸文の順に配列した。蓮華文では単弁・複弁・単複弁混合文の順とした。単弁のなかでは素弁・重弁・忍冬飾りのあるものの順に, 複弁では外縁の装飾によつて, 素縁・鋸歯文縁・珠文縁・重圏文縁・珠文+鋸歯文縁・雷文縁・平行線文縁・唐草文縁・雲文縁の順に配することとした。軒平瓦では, 素文・重弧文瓦・変形重弧文・重圏文をはじめにし, 唐草文・雲文の順に配列した。唐草文は忍冬・葡萄唐草・偏行唐草・均整唐草文の順にならべ, 均整唐草文は中心飾の形によつてさらに細分している。このように分類した軒瓦に番号を付したのが, 本報告の瓦の記述で用いた遺物型式番号である。

本報告書では, 木製品のうち木筒についても同様な分類標示方法による類別記号を付した。*その他の遺物, 特に多量にある土器類でもこの類別番号を必要とする。原則として, 瓦類と同様に4桁の番号でそれを示す方針であるが, 現在ではなお土器の分類には問題が多く, 最も容易な器形による分類の場合, 機能的に類似したものが離れたり, またその逆の場合が生じやすく, 4桁の番号でおさめた分類標示方法では非実用的なものとなるおそれが多い。そのため, 本報告書では第V章第3節で述べたような土器分類標示法をとつた。

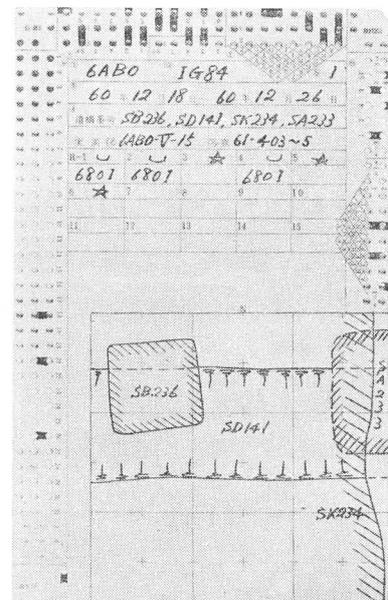
このように原則として, 4桁の数字の遺物類別記号は, 遺物の各種類に共通する数字をもつことになる。それによる混乱をさけるために, 遺物を主として材質によつて分類し, それを示すアルファベット記号を番号の前に付すこととした。具体的にはそのまゝに遺物記号の標示であるRをつけ, 例えば, RT-6301 は通称興福寺式の軒丸瓦を, RW-601 は短冊形木筒をさすことになる。**

4 遺跡遺物の記録

上述の遺跡・遺物の標示方法によつて, 実際に平城宮跡でどのように遺跡・遺物を記録しているかを記し, 大規模な発掘の記録方法の1資料としたい。

遺跡の記録は通常, 実測・写真・日誌の形でおこなわれる。平城宮跡の調査では実測・写真による記録のほかにも普通発掘でとられる日誌式の記録は調査進行状況や事務的な事実の記録のほかはとらない。1地点の発掘中のデータは時間単位である日誌式の場合数カ所不特定の場所に記録される。広範な遺跡を長期にわたつて発掘する場合それは記録として不満足なものであり, 遺跡単位により記録する必要がある。遺跡の記録単位は, 局部地点標示である方3mとしている。具体的に, 6ABO IG 84 地区の記録カード (Fig. 29) を例にとつて, 遺跡記録方法を説明しよう。このカードはこの地区の遺

Fig. 29 遺跡記録カード

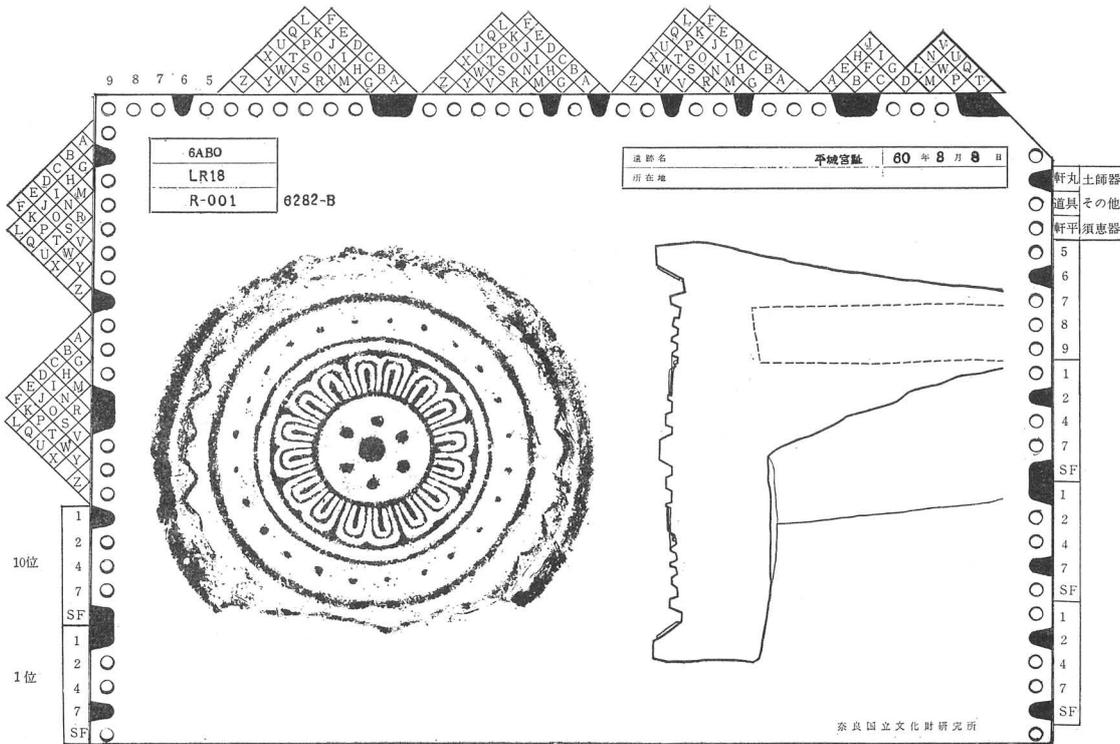


遺跡記録カード

* 木筒の類別記号を3桁でとどめているのは, 現在の分類が将来なお細分され, それを標示することを予定して第4項を残しているためである。

** 本報告書では混乱のおそれがないので, 遺物類別記号のRT・RWは省略している。

Fig. 30 遺物記録カード



跡記録カードの第1号で、この地区の調査は1960年12月18日から12月26日にかけて主としておこない、実測図・写真は研究所資料登録番号 6ABO-V-15 と 61-403~5 にある。遺物は RT-6801 が3個体と緑釉陶片(☆印)3個体がこれまでに登録されている。*遺跡の状況については、 $\frac{1}{30}$ の略図を記入し、その出土状況や細部についての記述は裏面に記入している。これらのうち、地区名、検出遺構番号、調査月日を周辺でパンチする。このカードでは上右で 6ABO を、右辺で IG 84 を上左で上記4遺構を、左辺と下左部で12月18・21・26日をパンチすることを示している。*したがって、月日項で全カードをソートすれば、特定月日に調査した地区のカードがえられ、調査日誌の代りにすることができる。

遺物記録カード

つぎに遺物の記録方法を例 (Fig. 30) をあげて説明しよう。このカードは、6ABO LR 18 区から1960年8月8日に出土した RT-6282-B を記録したもので、瓦の拓本と実測図をはりつけ出土地区名、登録番号、出土年月日を記載している。さらに上辺で 6ABO を、左辺で LR 18 を、上辺右端で遺物材質類別である T を、さらに右辺で軒丸瓦であることと型式番号を、また同型式中における種類をパンチする。したがって、全カードを地区項でソートすれば、LR 18 地区で出土した全軒瓦がえられ、型式項でソートすれば、現在までにえられた RT-6282-B をすべて選別することができる。土器その他の遺物についても同じ方法で登録処理をおこなっている。

* その他の遺物は目下整理中で、漸次登録していく。
 ** このカードはハンドソートパンチカードになっている。パンチカードシステムについては平山健三他

2名編『パンチカードの理論と実際』昭32などを参照されたい。